

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「4」の合計)	1	人	控除対象基準雇用者数又は控除対象特定地域基準雇用者数 ((2)－(16))又は((6)と(7)のうち少ない数)	8		人
基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「5」の合計)－(各連結法人の別表六の二(十三)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	2		税 額 控 除 限 度 額 40万円×(8) ((3)<0.1の場合又は(4)<(5)の場合は0)	9		円
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	10		
給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「30」の合計)	4	円	当 期 税 額 基 準 額 $(10) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	11		
比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「38」の合計)	5		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (9)と(11)のうち少ない金額)	12		
特定地域基準雇用者数の合計 (別表六の二(十三)付表一「12」の合計)	6	人	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十)「7の⑯」)	13		
調整基準雇用者数 (2)－(16)	7		当 期 税 額 控 除 額 (12)－(13)	14		
地方事業所税額控除限度額の計算			地方事業所特別税額控除限度額の計算			
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計)－(各連結法人の別表六の二(十三)付表一「18」の合計) (マイナスの場合は0)	15	人	地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「23」の合計)	23		人
控除対象地方事業所基準雇用者数 (2)と(15)のうち少ない数)	16		地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(23)＋(各連結法人の別表六の二(十三)付表二「13」の合計)	24		円
地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円)×(16) ((4)<(5)の場合は0)	17	円	差引当期税額基準額残額 (18)－(12)－(20)－(別表六の二(十二)「23」)	25		
当期税額基準額 $(10) \times \frac{30}{100}$	18		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (24)と(25)のうち少ない金額)	26		
差引当期税額基準額残額 (18)－(12)－(別表六の二(十二)「23」)	19		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十)「7の⑯」)	27		
当期税額控除可能額 (17)と(19)のうち少ない金額)	20		当 期 税 額 控 除 額 (26)－(27)	28		
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の⑰」)	21		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (14)＋(22)＋(28)	29		
当期税額控除額 (20)－(21)	22					
各 連 結 法 人 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 に 関 す る 明 細						
基準雇用者数又は特定地域基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(14) \times \left[\left(\frac{(33)}{\text{各連結法人の(33)の合計}} \right) \text{又は} \left(\frac{\text{別表六の二(十三)付表一「12」}}{(6)} \right) \right]$				30		円
地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(22) \times \frac{\text{別表六の二(十三)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計}}$				31		
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(28) \times \frac{\text{別表六の二(十三)付表一「27」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十三)付表一「27」の合計}}$				32		
$(\text{別表六の二(十三)付表一「5」}) - \left[(16) \times \frac{\text{別表六の二(十三)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計}} \right]$				33		

別表六の二(十三)

平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項から第3項まで《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は平成28年改正前の措置法第68条の15の3第1項から第3項まで《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）開始の日の前日における措置法第68条の15の2第1項第2号及び第2項第2号に規定する雇用者の数の合計が零である場合には、「基準雇用者割合 3」は、記載を要しません。

3 「特定地域基準雇用者数の合計 6」及び「調整基準雇用者数 7」の各欄は、連結親法人事業年度が平成28年4月1日以前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しません。

4 「控除対象基準雇用者数又は控除対象特定地域基準雇用者数⁸」

$$\frac{(2)-(16)}{(2)-(16)} \text{又は} \frac{(6)}{(6)} \text{と} \frac{(7)}{(7)} \text{のうち少ない数}$$
 は、連結親法人事業年度が平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(2)-(16)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は((6)と(7)のうち少ない数)」を消します。

5 「当期税額基準額¹¹」

$$(10) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$$
 の欄は、その適用を受け

る連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第2項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。

6 「地上事業所基準雇用者数の合計¹⁵」

$$\frac{(各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「18」の合計)}{(各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「18」の合計)}$$
 の記載に当たっては、各連結法人の別表六の二(十

三)付表一「17」の内書に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二(十三)付表一「17」」から控除して計算します。

7 「地方事業所税額控除限度額¹⁷」

$$(20 \text{万円又は} 50 \text{万円}) \times \frac{(4)}{(4) < (5)}$$
 は、「基準雇用者割合 3」の欄が0.1以上である場合又は上記2の場合に該当する場合にあつては「20万円又は」を消し、その他の場合にあつては「又は50万円」を消します。

8 「地方事業所特別基準雇用者数の合計²³」

$$\frac{(各連結法人の別表六の二(十三)付表一「23」の合計)}{(各連結法人の別表六の二(十三)付表一「23」の合計)}$$
 の記載に当たっては、次によります。

(1) 措置法第68条の15の2第3項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の同条第5項第11号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載します。

(2) 各連結法人の別表六の二(十三)付表一「25」に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二(十三)付表一「23」」の数として合計します。

9 当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度が1年に満たない場合には、

「地方事業所特別税額控除限度額²⁴」

$$30 \text{万円} \times \frac{(23)}{(23) + (各連結法人の別表六の二(十三)付表二「13」の合計)}$$
 中「30万円」とあるのは、

$$30 \text{万円} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$$
 として記載します。

10 「基準雇用者数又は特定地域基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額³⁰」

$$(14) \times \left[\frac{(33)}{(各連結法人の(33)の合計)} \text{又は} \frac{(別表六の二(十三)付表一「12」)}{(6)} \right]$$
 の記載に当たっては、各連結法人の別表六の二(十三)付表一「12」の内書に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二(十三)付表一「12」」から控除して計算します。

は、連結親法人事業年度が平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては、

$$\left[\frac{(33)}{(各連結法人の(33)の合計)} \right] \text{又は}$$
 を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては、

「又は $\left[\frac{(別表六の二(十三)付表一「12」)}{(6)} \right]$ 」を消します。